

令和4年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「職員が，」を「職員が」に，「」とする」を「」とし，当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより，市長にその旨を申し出たときは，当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は，第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め，同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第13条第11項の改正規定は，令和4年10月1日から施行する。
- 2 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の」を削り，「（以下「新条例」という。）第13条第5項」を「第13条第10項」に，「，新条例」を「，同条例」に，「退職した函館市職員退職手当条例」を「退職した同条例」

に、「あつて函館市職員退職手当条例」を「あつて同条例」に改める。

附則第3項中「新条例第13条第6項」を「函館市職員退職手当条例第13条第11項」に、「限る」を「限り、同条第15項において準用する場合を含む」に改める。

(提案理由)

雇用保険法および職業安定法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整備するため